

掛川市の行政機関に対してなされる公益通報の処理等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する市の行政機関になされる公益通報の処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 法第2条第1項の公益通報のうち、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する市の行政機関に対してなされるものをいう。
- (2) 通報対象事実 法第2条第3項の通報対象事実のうち、本市が処分又は勧告等をする権限を有するものをいう。
- (3) 所管課 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限に係る事務を分掌する課又はこれに相当する組織をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(通報の窓口等)

第3条 公益通報の窓口は、所管課とする。

2 所管課は、公益通報の受付け及び処理を行うもののほか、公益通報に関連する相談があったときは、助言その他の必要な対応を行うものとする。

(利益相反関係の排除)

第4条 所管課の職員は、自らが関係する公益通報の事案の処理に関与してはならない。

(通報の受付け)

第5条 所管課の長（以下「主管の長」という。）は、公益通報としてなされた通報を受けたときは、当該通報を公益通報として処理することの適否を決定するものとする。

2 主管の長は、前項の規定による決定をするに当たっては、同項の通報をした労働者（以下「通報者」という。）に、法の保護及び秘密の保護に関する対応について説明するとともに、氏名、連絡先及び所属並びに通報の内容の事実について確認するものとする。

3 主管の長は、第1項の規定に基づき、公益通報として処理すると決定したときはその旨及びその処理に要すると見込まれる期間を、公益通報として処理できないと決定したときはその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(教示)

第6条 主管の長は、公益通報としてなされた通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しないときは、通報者に対し、当該通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(調査)

第7条 主管の長は、公益通報を受け付けた場合は、必要な調査を行わなければならない。

2 主管の長は、前項の調査を行うときは、通報者の秘密を守るため、公益通報に基づく調査であることが判明しないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

(調査の進捗状況等の通知)

第8条 主管の長は、通報者に対し、必要に応じ、調査の進捗状況について通知するものとする。

2 主管の長は、第5条第3項の規定による公益通報として処理する旨の通知をした後、通報された内容の事実に係る処分又は勧告等をする権限を有しないことが明らかになったときは、その通報の処理を中止するとともに、通報者に対し、その旨及び理由並びに調査等の経過を遅滞なく通知するものとする。

3 主管の長は、前2項の規定による通知をするに当たっては、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

(調査結果に基づく措置)

第9条 主管の長は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2 主管の長は、調査の結果（前項に規定する措置をとった場合においては、調査の結果及び当該措置の内容）を通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(通報処理状況等の報告等)

第10条 主管の長は、毎年5月末までに、企画政策課長に対し、前年度における公益通報の件数及び主な内容等を報告しなければならない。

2 企画政策課長は、前項の規定による報告を受けたときは、毎年、同項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(公文書の保存)

第11条 公益通報としてなされた通報の処理に係る公文書の保存期間は、5年とする。ただし、保

存期間の終了時において、当該通報に関連する争訟の提起その他特別の事情がある場合においては、保存期間を延長する。

(所管課又は他の行政機関への協力)

第12条 所管課その他の組織は、他の所管課又は他の行政機関から公益通報又はそれ以外の公益通報に係る調査等について協力を求められたときは、正当な理由があるときを除き、必要な協力を行うものとする。

(条例違反に関する通報の取扱い)

第13条 静岡県の条例及び市の条例の規定に基づく処分又は勧告等をする権限に係る事務を分掌する課又はそれに相当する組織(次項において「条例所管課」という。)は、その処分又は勧告等に係る内容について通報を受けたときは、その通報を公益通報に準じて処理することができる。

2 条例所管課は、前項の規定に基づき公益通報に準じて処理するときは、通報した者に対し、法による保護が適用されないことを説明し、公益通報に準じて処理することの同意を求めなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の処理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。